昨日 21 時に、以下のとおり海上保安庁から福島原発沖の航行警戒区域の変更と、 緊急時避難準備区域の設定について発表がありました。 20 キロ圏内が立ち入り禁止、20 キロ~30 キロが緊急時避難準備区域(立ち入り可能) となります。

警戒区域設定等、

二管区地域航行警報 番号 2 4 0、4月 25 日 2100 発表本州東岸、福島県沿岸、

(1)警戒区域、

4月22日0000、福島第一原子力発電所(37-25.5N 141-02.0E)から 半径20キロメートル圏内は、原子力災害対策特別措置法に基づき、 警戒区域に設定され、立入が制限されている。

(2)緊急時避難準備区域、

同発電所から半径 20 キロメートルから 30 キロメートル圏内海域、船舶は 緊急時に避難が可能な準備を行い立ち入りされたい。

(二管区地域航行警報 番号 192 削除)

http://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUHO/nmj.html